

## 公共交通サービスを新たに提供する地区の選定に関する意見の整理

## 1. 意見の概要

## (1) 地区選定基準について

- 事務局から示された基準は、概ね妥当であると考えている。
- 「公共交通を必要とする人が一定以上あり、乗合の公共交通が必要な地区」という選定基準については、人口の少ない自治会では要件を満たさない可能性が高いため、複数の自治会が団結する必要がある。
- 「公共交通サービスの運営に対し、自治会の協力が得られること」を評価するにあたっては、自治会からの要望の有無だけでは判断できない。
  - ・運行開始後、実際に自治会が利用促進の取り組みを行っているかどうかを確認すればどうか。
  - ・運行開始前に運行経費の一部地元負担の可否を確認すればどうか。
  - ・回数券の購入などを実際に行っている自治会は、熱意があると評価すればどうか。
- 住宅地内への勾配が急な地区は、その距離が短くても優先順位を高めるべき。
- 運行計画を策定する際には、検討対象としてリストアップされた地区を複数組み合わせることは有効と思われる。周辺地区の利便性の向上にもつながる。

## (2) 運行後の評価について

- 収支率 50%の基準は変えない。市の税金は 50%まで、国の補助と地元で 50%を負担することは遵守してほしい。
- 2年間の実証運行でそれが達成できないときは、当該地域（自治会）が拠出する。
  - 1世帯 1,000 円程度は負担してもよいのではないかと。それができなければ廃止とする。

## (3) その他（継続的な運行に向けて）

- 運行に際し、利用者、市、事業者がタイアップする。それぞれが費用を負担する。（事業者は小型車両の導入などでコストダウンに努める）。
- 運行開始までに、協議会員、当該地区代表（自治会、老人会等）による現地視察を必ず行う。事前に知ってもらうことで利用促進につながる。

## 2. 事務局の見解

- ・いずれも、継続的な公共交通サービスの提供にあたって、的を射たご意見であり、対象地区の選定ならびに実証運行の評価に反映させていきたいと考えている。